

横浜市母子寡婦福祉会の沿革及び事業

【沿革】

- 昭和26年 戦災未亡人等の救済と自立への努力を図るため、任意団体「横浜市みのり会」として発足。
物資の斡旋販売や公共施設内・売店での販売による収益金で事業活動を行ってきました。
- 昭和31年 公益法人の認可を得、財団法人「横浜市母子寡婦福祉会」に変更。
- 平成24年 法人制度改革により、一般財団法人「横浜市母子寡婦福祉会」へ移行。
一般財団法人として、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの養育環境の向上により一層の努力をしています。

※尚、この組織は全国的なもので、各都道府県及び政令指定都市でも活動しています。全国組織として [全国母子寡婦福祉団体協議会](#)があります。

母子会の事業について

【実施事業】

《母子自立促進事業》

- ・親子で学習・体験を通じて、母子の自立と子どもが健やかに育つ養育環境を提供する
* 宿泊体験・親子料理教室・観劇会等
- ・新一年生をお祝いする会

《教養講座・研修事業》

- ・母子及び寡婦の自立・就業へ向けた講座・研修事業
* 役員・指導者研修
* 自分発見講座

《調査研究活動》

- ・関連団体会議・研修大会への参加

【自主事業】

《緊急母子貸付金事業》

- ・4万円を限度としてご相談に応じます。（要保証人）

《子育て支援事業》

- ・寡婦の豊富な社会経験を子育て支援に生かし、母子自立の手助けを行う事業

《その他の事業》

- ・母の日のカーネーション（記章）・母子寡婦福祉手帳の販売（全国母子寡婦福祉協議会委託販売）、地域の区民まつり等への参加（不用品バザー及び飲料水等の販売）など

【受託事業】

《南部斎場湯茶接遇業務》

- ・母子家庭の職場確保の一環として、南部斎場湯茶接待・清掃事業の受託運営をしています。

【収益事業】

※事業の財源を確保するためと、母子寡婦の職場確保のために8区売店及び南部斎場内売店を運営しております。

《運営売店等》

売店名	場所
鶴見区総合庁舎内	1階
神奈川区総合庁舎内	1階
中区役所内	1階
保土ヶ谷区総合庁舎内	地下
磯子区総合庁舎内	1階
港北区総合庁舎内	3階
都筑区総合庁舎内	1階
青葉区総合庁舎内	1階
南部斎場売店	1階